

## 通常第一審における弁護士が選任された人員(釧路地裁管内簡裁 平成10年～14年)

裁判所	区分 年次	終 局 人 員	弁 選 任 さ れ た 人 が 員		私 選 任 さ れ た 人 が 員		国 選 任 さ れ た 人 が 員	
				う ち 必 要 的 弁 護		う ち 必 要 的 弁 護		う ち 必 要 的 弁 護
管内 総 数	平成10年	55	(98.2) 54	(87.3) 48	(10.9) 6	(7.3) 4	(87.3) 48	(80.0) 44
	平成11年	71	(98.6) 70	(87.3) 62	(12.7) 9	(11.3) 8	(85.9) 61	(76.1) 54
	平成12年	90	(94.4) 85	(74.4) 67	(15.6) 14	(11.1) 10	(78.9) 71	(63.3) 57
	平成13年	102	(95.1) 97	(86.3) 88	(7.8) 8	(6.9) 7	(89.2) 91	(81.4) 83
	平成14年	119	(98.3) 117	(88.2) 105	(10.9) 13	(10.1) 12	(88.2) 105	(79.0) 94
釧 路 簡 裁	平成10年	13	(100.0) 13	(84.6) 11	(15.4) 2	(15.4) 2	(84.6) 11	(69.2) 9
	平成11年	20	(100.0) 20	(85.0) 17	(10.0) 2	(10.0) 2	(90.0) 18	(75.0) 15
	平成12年	32	(93.8) 30	(62.5) 20	(18.8) 6	(6.3) 2	(75.0) 24	(56.3) 18
	平成13年	34	(97.1) 33	(88.2) 30	(14.7) 5	(11.8) 4	(88.2) 30	(82.4) 28
	平成14年	57	(100.0) 57	(89.5) 51	(14.0) 8	(14.0) 8	(87.7) 50	(77.2) 44
帯 広 簡 裁	平成10年	18	(100.0) 18	(88.9) 16	(5.6) 1	(5.6) 1	(94.4) 17	(83.3) 15
	平成11年	30	(96.7) 29	(83.3) 25	(20.0) 6	(16.7) 5	(76.7) 23	(66.7) 20
	平成12年	27	(92.6) 25	(77.8) 21	(22.2) 6	(22.2) 6	(70.4) 19	(55.6) 15
	平成13年	35	(94.3) 33	(88.6) 31	(2.9) 1	(2.9) 1	(91.4) 32	(85.7) 30
	平成14年	37	(97.3) 36	(89.2) 33	(8.1) 3	(5.4) 2	(89.2) 33	(83.8) 31
網 走 簡 裁	平成10年	5	(80.0) 4	(80.0) 4	-	-	(80.0) 4	(80.0) 4
	平成11年	4	(100.0) 4	(100.0) 4	-	-	(100.0) 4	(100.0) 4
	平成12年	10	(100.0) 10	(70.0) 7	-	-	(100.0) 10	(70.0) 7
	平成13年	10	(90.0) 9	(70.0) 7	-	-	(90.0) 9	(70.0) 7
	平成14年	8	(100.0) 8	(87.5) 7	-	-	(100.0) 8	(87.5) 7
北 見 簡 裁	平成10年	17	(100.0) 17	(88.2) 15	(17.6) 3	(5.9) 1	(82.4) 14	(82.4) 14
	平成11年	15	(100.0) 15	(93.3) 14	-	-	(100.0) 15	(93.3) 14
	平成12年	18	(94.4) 17	(94.4) 17	(11.1) 2	(11.1) 2	(83.3) 15	(83.3) 15
	平成13年	23	(95.7) 22	(87.0) 20	(8.7) 2	(8.7) 2	(87.0) 20	(78.3) 18
	平成14年	16	(100.0) 16	(87.5) 14	(12.5) 2	(12.5) 2	(87.5) 14	(75.0) 12
根 室 簡 裁	平成10年	2	(100.0) 2	(100.0) 2	-	-	(100.0) 2	(100.0) 2
	平成11年	2	(100.0) 2	(100.0) 2	(50.0) 1	(50.0) 1	(50.0) 1	(50.0) 1
	平成12年	2	(100.0) 2	(50.0) 1	-	-	(100.0) 2	(50.0) 1
本 別 簡 裁	平成12年	1	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	(100.0) 1	(100.0) 1
	平成13年	-	-	-	-	-	-	-
	平成14年	1	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 実人員である。  
2 同一被告人に対し私選弁護士及び国選弁護士が選任された場合には重複して計上した。  
3 ( )内は各終局人員に対する%である。  
4 根室簡裁の平成13～14年、本別簡裁の平成10～11年、遠軽簡裁及び標津簡裁の各平成10～14年における終局人員は0人である。